法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-16

フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割 : 株主総会時の情報の整備(2)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)
法政大学経営学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経営志林 / The Hosei journal of business
(巻 / Volume)
30
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
129
(終了ページ / End Page)
152
(発行年 / Year)
1993-04-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003401

Hosei University Repository

〔研究ノート〕

フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割
―株主総会時の情報の整備(2)―

大下勇二

目　次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　株主総会時の情報に関するCOBの基本的活動
　1．COBの活動の概観
　2．COBの基本的活動
（以上前号）
Ⅲ　COB設立以前の法定公表制度の改革とCOBによる改革
　1．1807年商法典と株式会社設立の認可制度
　2．1863・67年の改革とその特徴
　3．1935・37年の改革とその特徴
　4．1966年の改革とその特徴
　5．COBによる改革とその特徴
（以上本号）

Ⅲ　COB設立以前の法定公表制度の改革とCOBによる改革

本章以下で，前章で明らかにしたCOB（フランス証券取引委員会）の「株主総会時の情報」に関する3つの活動を取り上げていきたい。

まず本章では，COBによるディスクロージャー制度の法改正の活動を取り上げ，これを手掛りにCOBの推進する法定公表制度の改革がCOBの設立以前に実施された改革と比較していかなる特徴を有しているかを検討したい。

結論から述べると，COB設立以前の法定公表制度の改革は，法的規制を中心とした公表制度の枠組みの設定・拡大を目指すものであった。そのため，公表制度の改革は法的規制に適する領域に対して実施されてきた。例えば，制度的な情報伝達を確保する上で必要な公表主体，作成・公表書類（内容は非法定），公表期限・期間，公表手段，公表対象等の重要な項目の法定である。

これに対して，COBによる法定公表制度の改革は，公表制度の法的枠組みを前提としながらも，従来の法的規制中心の改革で達成されなかった公表制度あるいは公表情報の有効化を，法的規制以外の手段を用いて実現する点にその特徴がある。そこでは，従来の法的規制に適する領域の改革だけでは，公表制度ないし公表情報を真に有効なものとすることができないという基本的認識がある。

すなわち，COBは，情報公表制度ないし公表情報の有効化を図っていく上で法的枠組みを改変・拡大する必要があると認められる場合には，従来の改革と同様に法改正を実施する。しかし，COBの法定公表制度の改革は，この法的規制に適する領域の改革だけに限定されるものではない。すなわち，法的規制になじまないが，情報公表制度や公表情報の有効化にとって重要な領域の存在が認識された。そして，この領域に対しては，COBはその勧告・指導という非法的規制を用いた改革を実施したのである。

例えば，種々の非法的手段による会社幹部の情報公表に対する意識改革，情報利用者の関心喚起，株主総会の活性化，年次報告書（プラケット）の作成要領の確立と公表情報の内容の明確化等，がこれである。特に，最後の項目については，作成基準を示すことによって公表内容を明確にし，これをCOBの勧告という非法的規制を適用して情報内容を経済社会の変化あるいは情報利用者のニーズの変化に迅速に対応させることを可能としたのである。

このように，COBによる法定公表制度の改革は，公表制度ないし公表情報の有効化を目標として，従来から実施されてきた法的規制の適用される領域の改革と，法的規制のなじまない領域におけるCOBの勧告・指導を中心とした改革（この部分が非常に大きい）の二つの部分から構成されているといえる。

Hosei University Repository

以下で，法定公表制度の改革を概観しその内容の分析を通じてこの点を明らかにしたい。

1．1807年商法典と株式会社設立の認可制度

1807年商法典の第19条は，「合名会社」，「合資会社」および「株式会社」の3つの会社形態を規定した。このうち，合名会社と合資会社は中小企業，株式会社は大企業向けに案出されたものであった。しかし，株式会社の設立は自由でなく政府の認可が必要であった[1]。

株式会社形態は，当時，運河等などの大規模土木事業に必要な多量の資金を広く調達する手段として活用されることが予想された。そこで，1807年商法典の立法担当者は，株式会社制度が悪用されることを恐れ，株主・投資者を保護する目的で株式会社の設立を認可制にしたのであった。同法典第37条には，株式会社の設立にあたって政府の認可・承認が必要であるとの規定が設けられている。

株式会社設立の許認可権限は参事院（Conseil d' État）が有していた。法律専門家により構成された参事院は自ら株主の保護者であると考え，容易に設立許可を与えなかった。例えば，許可承認にあたって，会社の組織，準備金あるいは配当に関していくつかの条件が課せられた。また，申請書類の提出時には，資本金がすべて払い込まれていることが必要とされる等，株式会社の設立に対して煩雑で時間のかかる手続と厳格な審査が課せられた[2]。

このような1807年商法典に基づく株式会社設立の認可制度の下では，会社をしてその情報を広く一般に知らしめる株主保護のための情報公表制度はなかったが，株式会社の設立に煩雑な手続が課せられ，さらに参事院自ら「株主の保護者」を自認して厳格な審査が実施された。しかし，煩雑な設立手続と厳格な審査によって株式会社の設立は著しく妨げられた[3]。

2．1863・67年の改革とその特徴

1863・67年の改革は，会社設立の認可制から自由制への移行に伴うディスクロージャー制度の設置として特徴づけることができる。1807年商法典下の株式会社設立の認可制度が経済活動を大きく阻害したことは前述の通りである。立法者は，1863・67年の改革で，起業活動を制限している認可制度を廃止しこれを自由制にするとともに株主保護を確保する制度としてディスクロージャー制度を導入した。

このような制度が最初に導入されたのは1863年の有限会社に関する5月23日法律であった。当該法律では，前出商法典第37条規定の設立認可を必要としない会社形態を認めこれを「有限会社」と呼んだ。有限会社制度においては，設立自由化を実現する一方，資本金を2千万フラン以下に抑え（同法律第1条第3項），しかも株主への情報公表義務を課す等設立自由制度の下での株主保護のための制度的措置がとられたのである。

まず，本稿末尾の第1図表の資料「ディスクロージャー規定の変遷」を参照しながら，有限会社に関する1863年5月23日法律に基づく情報公表制度を見てみたい。

(1) 有限会社に関する1863年5月23日法律のディスクロージャー制度

1）作成書類と総会提出書類

同法律第17条によれば，まず，3ケ月毎に財産目録の要約的報告書（第1項）と年次の財産目録（第3項）の作成義務が課せられた。さらに第15条によれば，年次財産目録に加えて，年次の貸借対照表（B/ S）と損益計算書（P/ L）を作成する義務があった。

また，四半期財産目録と総会提出用の年次財産目録，B/ S および P/ L の監査役による監査と監査報告書の総会への提出が義務づけられた（第17条第2項と第15条第1項）。

2）総会前の開示

同法律第18条によれば，総会前の15日間，財産目録要約の B/ S と監査役報告書の既知の各株主への直接送付と商事裁判所書記課への提出が義務付けられ（第1項），さらにすべての株主に対して本社での財産目録と株主名簿の閲覧権が付与された（第2項）。

3）総会後の開示

これは行われなかった。

4）年度中の開示

同法律第13条によれば，株主の氏名・住所，保有株式数を記載する総会出席簿の本社での閲覧権

Hosei University Repository

がすべての申請者に認められた（第3項）。

5）会計監査

同法律第15条と第16条によれば，監査役の任命と前出総会提出書類の監査が義務付けられ（第15条第1項），年度中の帳簿検査権と総会招集権が監査役に付与された（16条）。また，総会で監査役の報告より先にB/ SとP/ Lの承認決議を行った場合これを無効とし，監査役の総会での任命がない場合この任命・交代を商事裁判所に求める等，監査役の権限強化を目的とした措置が講じられた。

(2) 会社に関する1867年7月24日法律のディスクロージャー制度

株式会社設立の自由化を実現したのは「会社に関する1867年7月24日法律」であった。当該法律において，株式会社設立自由制度の下での株主保護の手段として，前述の有限会社制度におけるディスクロージャー制度とほぼ同じものが設けられた。

本稿末尾の第1図表を参照しながら，会社に関する1867年7月24日法律の規定する株式会社の情報公表制度を見てみたい。

1）作成書類と株主総会提出書類

第1図表に示す通り，1867年7月24日法律第34条規定の措置は有限会社制度と同一である。但し，監査役が株主総会開催日の遅くとも15前までに，財産目録，B/ SおよびP/ Lを監査することが明記された（同条第4項）。

2）総会前の開示

1867年7月24日法律第35条の規定によれば，有限会社の総会前の公表制度を2つの点で変更している。すなわち，① B/ Sと監査役報告書の既知の株主への直接的送付を本社での閲覧に変えている点と，② B/ Sと監査役報告書の閲覧権に謄写権を加えた点である。

同法案の議会での審議過程で，既知の株主への直接送付制度が有効でなかったことが明らかにされている[4]。同審議資料によれば，フランスでは無記名株式が一般的で，氏名・住所の不明な株主が大部分であったことから，株主に書類を直接送付することが実際上不可能であった。そこで，一般に株主数が多数になる株式会社制度においては，有限会社制度の直接送付措置を採用しないで本社での閲覧制度を設け，さらに株主の保護を配慮して，有限会社制度下で直接送付されるB/ Sと監査役報告書の閲覧権と謄写権を認めたのであった。

3）総会後の開示

有限会社制度と同様実施されなかった。

4）年度中の開示

1867年7月24日法律第28条によれば，有限会社制度と同様の規定と措置が採用された。

5）会計監査

これについては有限会社制度とほぼ同じ規定と措置が採用されている。しかし，監査実施期間が総会前の3ヶ月間と限定されるとともに（有限会社制度では実施時期の制限なし），総会提出書類を総会の15日前までに受け取ることができる等，監査実施可能期間を限定する一方，総会提出書類の受取期限を明示した。

以上，1863・67年の改革は，1807年商法典下の株式会社の設立認可制度の自由制への移行とこれに伴う株主保護のためのディスクロージャー制度の設置という点に特徴がある。また，株式会社設立を自由化した1867年7月24日法律では，株式会社制度の特徴を考慮して一部重要な変更点が見られるものの，有限会社制度を規定する1863年5月23日法律のディスクロージャー規定とほぼ同一の規定が採用されたのである。

以上のように，当該改革では公表主体，作成・公表書類，公表の時期，期間，場所および対象の法定等，情報伝達を制度的に確保する上で必要な最低限の規定が設けられ，さらに，公表情報の信頼性確保にとって不可欠な監査役監査（監査役の任命，職務，監査実施時期と期間）の法定が実施されたのである。

3．1935・37年の改革とその特徴

1935・37年の改革は，会社幹部の不正に対する株主・投資者保護の強化を目的として，1935年8月8日と10月30日の二つのデクレ，さらに1937年8月31日デクレの法的規制を中心に実施された。この改革は，1867年7月24日法律に基づくディスクロージャー制度の枠組みを維持・拡大するものである。

1935年10月30日デクレの前文には，この改革がフラン防衛の重要な条件である「貯蓄の安全性確保」のために必要な緊急措置であったことが明示されている[5]。1930年代前半のフランス経済は，

Hosei University Repository

世界的な大恐慌の影響を受け危機的な状況にあった。企業の収益や株式発行高の低下，企業倒産件数の激増，株式相場の暴落等が生じ，これに架空利益による不正配当等[6]会社幹部の不正の問題が加わって「投資家の市場離れ」が生じた時期であった[7]。

そこで政府は，株主・投資者の保護を強化する目的で，法規定による規制を中心に，①作成書類の拡大，②会計書類作成の公正化，③公表書類・時期の拡大，④監査役監査の強化，⑤会社の取締役・監査役に対する罰則の強化，の5項目に及ぶ改革を実施した。

本稿末尾の第1図表の資料を参照しながら，改革の内容を見ていきたい。

1）作成書類と株主総会提出書類

新第34条によれば，作成義務のある書類として財産目録，B/S，P/Lが明記され，これに事業経過に関する報告書が加えられた。改革前は，第1図表の資料の通り，財産目録の作成義務だけが明記され，B/SとP/Lは監査役への提出義務からそれらの作成義務が解釈された。この曖昧さを解消するために3つの会計書類の作成義務が明示されたのである。

また，株主総会において，従来の会計書類だけでの説明では事業活動を十分株主に説明できなかったことから，新たに事業経過報告書の作成義務が課せられ，作成書類が拡大された。

さらに重要な点は，新第35条の規定にあるように，B/SとP/Lの作成・表示の「継続性原則」が規定に盛り込まれ，会計書類作成の公正化が図られた点である。すなわち，同一の評価方法と表示形式の継続的適用の要請である。また，評価方法の変更には株主総会の承認が必要となった。

1935年10月30日デクレの前文には，監査役による監査の実施を容易化すること，および株主に対する事業経過の報告がわかりやすいものとなるために，B/SとP/Lの作成・表示の規制を実施する旨が明示されている。

2）株主総会前の開示

新第35条第2項の規定にあるように，総会前15日間の本社での書類の閲覧制度は変わっていないが，閲覧可能書類にP/Lとすべての株主総会提出書類が加えられ，公表書類が拡大された。

旧第35条の監査役報告書の謄写権の規定は削除されたが，新35条規定の「すべての総会提出書類」に当該書類が含まれているものと解釈される。しかし，新・旧第34条で総会の遅くとも15日前までに財産目録，B/S，P/Lを監査役に提出する義務を課している一方，新・旧第35条には同一期間中に監査役報告書の閲覧を認めており，実際上，これら書類の監査と報告書の作成・閲覧が可能かどうか疑問である。この問題は，1935年の改革でも解決されなかった。

3）株主総会後の開示

実施されなかった。

4）年度中の開示

これについては，従来の総会出席簿だけの閲覧権に加えて，新第35条第3項の規定にあるように，本人・代理人による過去3年間のすべての総会提出書類および総会議事録の閲覧権と謄写権が認められ，公表書類と公表時期・期間が大幅に拡大された。

この新制度が実施されるまでは，旧第35条の規定に見られるように，公表時期が総会前15日間のみと極めて短く，公表書類も限定されていた。そのため，1935年の改革前は，裁判所が株主の要求に基づき法律が認めるものより大きな情報伝達の権利を与えたことが指摘されている[8]。企業の公表する情報が量・時期の点で極めて不十分であったのである。

そこで1935年の改革では，総会提出書類の年度中の閲覧権を設け，公表書類を過去3年間と拡大し，閲覧条件も代理人を認め謄写権を加える等利用者の便宜を図った。1935年10月30日デクレの前文には，実践上，新規制に実質的有効性を付与するために，現行法により年次株主総会前の短い期間に制限される株主情報伝達権を拡大することが重要であると明記されている。

5）会計監査

監査役の監査については規定を増やしこれを強化した。まず，新第32条第1項で監査役の任期を3年と明示し，新第33条では監査役として選任できない者を限定列挙し，また，任期終了後5年間の取締役就任の禁止，さらに，公募会社における監査役の選任に条件をつける（控訴院の委員会の作成する名簿登録者）等，監査役の「独立性」を確

Hosei University Repository

保するための措置が講じられている。

次に，監査役の職務については，新第32条第1項により帳簿，金庫，保有有価証券およびその他の会社財産を検証すること，財産目録とB/Sの「正規性」と「真実性」を監査すること，理事会報告書の中の会社決算書に関する情報の「正確性」を監査することが実施すべき職務として明示された。これにより会計書類の「正規性」，「真実性」あるいは「正確性」という表現が法規定に盛り込まれた[9]。

また，新第32条第2項の規定にあるように，従来総会前3ケ月と限られていた監査の実施期間が，あらゆる時期に実施できることとなった。

監査役の総会での報告については，新第34条第3項の規定により，監査役報告書の作成と報告義務が明記され，報告にあたっては「不正規性」と「不正確性」の有無を明らかにする義務が課せられた。

1935年の改革前，架空利益による不正配当の問題，財産目録の不完全性や監査役報告書の不備が指摘されていた[10]。例えば，多くの企業の財産目録は完全なものでなく，原材料や店舗商品だけを記載した商品財産目録が多く見受けられた。その場合，その他の資産・負債はB/Sに要約されていた。また，監査役報告書を作成していない企業が多く見られ，作成された報告書も非常に簡単な内容であった。前述の財産目録の欠陥と併せて考えれば，実際に監査が実施されていたかどうか不明の状況であった。このような監査役監査の非有効性が架空利益による不正配当の温床になっていた。

このため，政府は1935・37年の改革において，監査役の独立性を強化し，監査役の任務を明確にすることによって会計監査の有効性を高める必要があった。これにより，会計監査に関する多くの規定が追加された。

以上の法規制を実効あるものにするために重要なものが最後に挙げる「罰則規定の強化」である。

新第35条第5項によれば，前述「継続性原則」，総会前開示および年度中の開示を実施しない会社幹部に対しては，1千フラン～1万フランの罰金が課せられることとなった。

また，新第34条第5項によれば，会社の状況に関する虚偽の情報を故意に提供ないし追認した監査役，あるいは知っている違法の事実を検事に示さなかった監査役は，1～5年の禁固と1千～2万フランの罰金，あるいはこのいずれかが課せられた。従って，会社幹部に対する罰則よりも監査役への罰則の方がはるかに重い制度が設けられたのである。

以上，1935・37年の改革は，従来のディスクロージャー制度の緊急的手直しであるが，会社幹部の不正に対する株主・投資者保護を強化した点に特徴がある。

これにより，作成・公表書類および公表時期・期間・対象の拡大，会計書類の作成原則（継続性原則）の法定，監査役監査の強化（任期，資格要件，具体化された職務内容，監査実施時期と期間，監査報告書の作成・報告義務の法定）が実施された。以上の法的規制を中心とした改革により公表制度の枠組みが拡大されたのである。

4．1966年の改革とその特徴

1966年の改革は，近代化・国際化という時代の要請に応えて，商事会社に関する1966年7月24日法律とその適用に係る1967年3月23日デクレにより実施された[11]。

1867年法に基づくディスクロージャー制度は，途中1935・37年に緊急的・部分的改革を行ったとはいえ，制度の基本的枠組みは大きく変わっておらず，制定以来百年近くが経過していた。また，EECの進展に伴うフランス経済の国際化とこれに対応する企業の競争力強化の要請は，ディスクロージャー制度の面でも改革を必要とした。

1966年の改革は，多くの法規定の新設により法定の公表情報を飛躍的に増大させる一方，職業会計人による会計監査の強化を目指すものであった。

本稿末尾の第1図表の資料を参照しながら，改革の内容を見ていきたい。

1）作成書類と株主総会提出書類

1966年法律第340条と1967年デクレ第243条によれば，作成義務のある書類は，事業経過報告書（理事会報告書），財産目録，一般経営計算書，P/LおよびB/Sと以前と変わらないが，財産目録以下の会計書類の会計監査役への提出期限が総会の15日前から45日前までと早められた。また，事

Hosei University Repository

業経過報告書については会計監査役への提出義務が明記され，従来定めのなかったその提出期限が総会の20日前までとなった。総会提出書類は，同法律第157条により，財産目録を除く前掲書類の提出義務（事業経過報告書は読み上げ義務）が明確に規定された。

さらに，同法律第342条以下では減価償却や引当金等，会計書類作成に関する規定が，同デクレ第148条では事業経過報告書の内容に関する規定が新たに設けられた。すなわち，当該報告書において，経過年度の当社とその子会社の活動，これら活動の成果，実現した進歩ないし遭遇した問題および将来の見通しに関する情報の提供義務が明記されたのである。また，同条によりこの事業経過に関する理事会報告書に，最近5年度の成果を記載する一覧表の添付が義務づけられた[12]。

従来より事業経過に関する理事会報告書の不十分性が指摘されていた。1935・37年改革の新第34条では，この報告書の作成義務は規定されたが，そこに何を記載するかについては明確にしなかった。そのため，実践では，大部分の報告書の内容が不十分で，わずか数行で終わる簡単な報告書も見られたのである[13]。そこで，1966年の改革では，その内容の重要な記載項目として上述5項目を法規定の中に明示し，さらに報告書の内容に概観性を持たせるために過去5年度の成果一覧表の添付を義務づけたのである。

2）株主総会前の開示

これについては，多くの新規定により大幅に拡大された。1966年法律第162条では，株主が会社の状況や事業活動に関する情報を知らされた上で総会の決議に参加できるよう，総会前の株主への情報提供義務が明示されその重要性が強調されている。

1966年法律の規定する総会前の情報提供は次の3つの形で実施される。すなわち，従来から実施の①会社施設での書類の閲覧制度を中心に，これを補う形で②委任状送付に伴う直接送付制度と③株主の要求に基づく直接送付制度が新設された。これにより，公表情報量が飛躍的に増大することとなった。

伝統的に無記名株式が一般的で，株主の住所・氏名のわからない場合の多いフランスでは，会社施設での閲覧制度を中心に捉え，株主の氏名・住所の明らかな場合に，閲覧制度を補う形で直接送付制度を用いることのできるディスクロージャー制度が必要である。1966年の改革ではこの考えが実践された。

① 会社施設での書類の閲覧制度：1867年の改革以来実施されてきた会社施設での総会前閲覧制度は，1967年デクレ第139条と第140条の規定により受け継がれた。しかし，本稿末尾の第1図表の資料に見られるように，閲覧できる書類が1966年法律第168条と1967年デクレ第135条に具体的に列挙された。

両規定には，一部重複が見られるが，財産目録，一般経営計算書，P/ L および B/ S の会計書類，理事会，監査役会構成員の名簿と他社の役員を兼務している場合にはその情報，理事会報告書，監査役会報告書および会計監査役報告書，議決案の条項と理由書，理事会ないし監査役会の構成員の任命が議題に上っている場合の候補者に関する情報，最大役員報酬額，最近5年度の財務成果一覧表が挙げられている。これにより，公表情報が著しく拡大されるとともにその内容が明確にされたのである。

また，会社施設の閲覧制度においては，財産目録を除いて，閲覧権には謄写権が認められ，従来の本人による閲覧の外に代理人による閲覧も認められた。さらに，同法律第172条によれば，閲覧拒否の場合，従来の罰金制度に代えて裁判所の命令に基づいて閲覧権を行使することができる一方，これを無視して実施した総会の決議は無効となる。また，1967年デクレ第144条によれば，閲覧にあたって一定の専門家の補佐を受けることが可能となった。

② 委任状送付に伴う直接送付制度：これは従来なかった新設の制度である。1967年デクレ第133条によれば，株主に委任状を送付する場合，それに総会の議事日程，議決案の条項，会社の活動状況の要約的な報告書（最近5年度財務成果一覧表添付），同デクレ第135条規定の情報の送付請求用紙を添える義務が課せられた。この送付請求用紙によって，希望する株主は第135条規定の情報（一部第133条規定の情報と重複）の提供を受けることができる。

Hosei University Repository

③　株主の要求に基づく直接送付制度：これも新設の制度である。1967年デクレ第138条によれば，総会招集状発送日から総会開催日の5日前までの期間，記名株主の請求に基づいて，その指示する住所に，上記第133条と第135条規定の書類を送付する義務が課された。

以上のように，1966年の改革は，株主総会前の株主情報利用権に関する新規定を多く追加し，株主を大きく保護するものとなっている。

3）株主総会後の開示

前述のとおり，従来，株主総会後の情報公表制度はなかったが，1966年の改革では二つの形での公表制度が設けられた。すなわち，①商事裁判所書記課での閲覧制度と②上場会社の法定公告公報（BALO）での公告制度がこれである。

①　商事裁判所書記課での閲覧制度：1967年デクレ第293条によれば，すべての株式組織の会社に対して，総会後1ケ月以内に，当期のB/S，P/L，一般経営計算書を商事裁判所書記課に提出する義務が課せられた。

②　上場会社の法定公告公報での公告制度:1967年デクレ第294条によれば，これは一定規模以上の上場会社に対して課せられる公告制度であり，無記名株式が一般的なフランスにおける証券流通市場の主要な情報開示手段として認識される。

当該公告制度は，すでに1959年2月4日オルドナンス以降，1965年11月29日デクレによる部分的改正を経て実施されていたが，さらに1966年の改革で若干の手直しを施して1967年デクレに収容したものである。なお，上場会社の公告制度は本稿では取り扱わず別稿で扱う予定である[14]。

4）年度中の開示

これについては，基本的に従来の制度をそのまま受け継いでいる。

5）会計監査

本稿末尾の第1図表に示すとおり，会計監査に関する規定が大幅に追加され，監査の一層の強化が図られた。

従来，複数の「監査役」の中で会計監査を担当する者を「会計監査役(commissaire aux comptes)」と呼んでいたが，この名称を正式に法規定に盛り込んだ。しかし，会計監査役は，専門会計士・認許会計士協会登録の外部の独立した職業会計人が就任する[15]。任期は3年から6年に延長され（1966年法律第224条），公募会社および非公募会社でもその資本金が5百万フラン超の株式組織の会社は2名以上の会計監査役の任命が義務づけられた（同法律第223条と1967年デクレ第186条）。

次に，新たに追加された重要な規定には，株主による会計監査役の忌避権（1966年法律第225条と1967デクレ第188条），株主による会計監査役以外の専門家の裁判所に対する任命請求権（同法律第226条と同デクレ第195条），総会による会計監査役の解任権（同法律第227条），会計監査役の報酬（同法律第232条），会計監査役の責任に対する訴訟権（同法律第235条）等が挙げられ，より有効な会計監査制度の実施と株主保護の実現のための新たな規定が盛り込まれた。

また，従来からの会計書類の「正規性」，「真実性」および「正確性」の証明に関する規定は1966年法律第228条にそのまま受け継がれたが，その他の監査の実施内容に関する規定はより具体的なものとなった。例えば，1966年法律第229条によれば，監査実施における帳簿・書類の調査，専門家の補佐，親子会社への調査等が規定される等，旧制度の第32条第2項の規定と較べると，実施内容がはるかに明確化された。

以上，1966年の改革は，法的規制を中心に，公表書類の著しい拡大，公表時期・期間の拡大，事業経過報告書に見られる内容の若干の具体化，公表手段の多様化，会計監査の強化を実施し，従来の公表制度の枠組みを飛躍的に拡大したのである。

本稿末尾の第1図表を参照しながら，COB設立以前の法定公表制度の改革を概観しその内容を分析した。これにより，従来の改革が法的規制を中心とした公表制度の枠組みの設定・拡大を目指すものであったこと，そのため各改革では法的規制に適した領域に対して実施されてきた点を指摘することができる。例えば，情報伝達を制度的に確保する上で必要な公表主体，作成・公表書類，公表時期・期間，公表手段，公表対象等に関する重要な項目の法定である。

しかし，公表主体（企業経営者）あるいは公表対象（情報利用者）の情報に対する意識改善，年次報告書等公表書類の内容の具体化といった本来法的規制になじまない心理的側面や技術的に問題

Hosei University Repository

を生ずる側面は取り上げられてこなかった。これら側面に着目し改革に取り組んだのが次に取り上げる COB の改革である。

5．COB による改革とその特徴

次に，COB による法定公表制度の法改正の活動を手掛かりに，COB の推進する法定公表制度の改革の特徴を考察したい。

(1) COB によるディスクロージャー規定の改正－法的規制領域の改革

まず，COB による法定公表制度の法規定の改正作業を見てみたい。COB の設立に係る1967年9月28日オルドナンスによって，COB には証券保有者と一般公衆への情報に関する法規制の改正案を作成する権限が付与されている[16]。

COB の法改正作業は，前稿で明らかにしたとおり，1966年7月24日法律のディスクロージャー規定に関する法改正として実施された。COB の提案した法改正案は，1）情報の迅速化，2）情報の拡大，3）規定の簡素化と形式の軽減，の3項目に関するものであった[17]。

1）情報の迅速化

① BALO での年次決算書公表の迅速化：上場会社において総会後45日以内に実施される BALO（法定公告公報）での年次決算書類の公告を総会の15日前に早めることが提案された。COB は，1969年に前出の直接送付制度の実態調査を行い，これらが必ずしも有効に機能していないことを明らかにした[18]。

この調査結果を踏まえて，COB は，伝統的に無記名株式が一般的なフランス企業にとって，住所・氏名の不明な株主に必要な情報を総会前に利用せしめる有効な方法として BALO での公告の利用を決定したのである。

② 1967年3月23日デクレ第135条の修正と年次報告書の総会前公表：前節で指摘したとおり，1967年デクレの第133条と135条に規定する書類・情報には重複部分が見られ，これを修正する必要があった。

さらに，規定ごとに異なる書類・情報を違った形で公表する制度の非効率性を考慮して，COB はこれら書類を年次報告書（プラケットと呼ばれる）に収容し，当該報告書を総会前に公表させることを提案した。これは，情報公表の迅速性，送付書類の重複，利用者の利便性を考慮したものである。

③ 半期暫定 B/ S の半期成果表への代替と3ヶ月内公表：当該改正案は，上場会社の BALO における半期公表制度に係わっている。これについては上場会社の開示制度として別稿で取り扱う。

2）情報の拡大

情報の拡大を目的として作成された法改正案は，すべて上場会社に対するものであった。

① すべての上場会社に対する連結決算書の作成・公表義務の拡大：COB は，従来公募企業だけに課せられていた連結決算書の作成・公表義務を，すべての上場会社に対して拡大することを提案した。

当時，企業活動の国際化の進展にともない，外国人投資家からフランス企業の連結決算書の作成・公表が求められていた。そこで，COB は，1966年法律に連結決算書に関する規定を盛り込み，当該公表制度を1971年1月1日から実施するよう提案した。しかしこれが実現するのは，前稿で見たとおり1983年1月3日法律（制度化は1986年より）まで待たねばならなかった[19]。

情報の拡大としてこの外，②四半期連結売上高公表の義務づけ，③すべての上場会社に対する BALO での公表義務づけ，④店頭登録企業への公表義務の拡大，等が挙げられるが，これら改正案は，いずれも上場会社の BALO における公表制度に係わるものである。本研究では，これについては上場会社の開示制度として別稿で取り扱う。

⑤ すべての請求者に対する年次報告書（年次プラケット）の閲覧・送付の義務づけ：COB は，情報流布の拡大を目的として，株主に限られていた年次報告書の送付や閲覧をすべての請求者に拡大する提案を行った。

3）ディスクロージャー規定の簡素化と形式の軽減

① 1967年3月23日デクレ第133条の廃止：これは前出同デクレ第135条の改正とも関連しているが，両規定間に書類・情報の重複が見られることから，COB は委任状送付に際して，委任状用紙と議決案条項だけを送付し，その他の事業経過や成果に関する情報の直接送付義務を廃止することが適当と考えた。

Hosei University Repository

② 総会での理事会報告書の読み上げ廃止：1966年法律第157条には，総会での理事会報告書の読み上げ義務が課せられているが，総会での審議を活性化する目的で長時間を要する読み上げの廃止を提案した。そのために，前出の当該報告書や会計監査役報告書を収容した年次報告書を総会前に株主に送付・閲覧することが必要となった。この外，③社債発行の株式非公開会社に対する一定の公告手続の廃止，④総会招集通知の軽減，等が改正案として挙げられた。

以上，情報の迅速化，情報の拡大，規定の簡素化と形式の軽減，の3項目に及ぶ COB の法改正作業には，従来の法定公表制度の改革と比較して特徴的な点がいくつか見られる。

まず，COB の法改正が主として上場会社の情報に関連していることが挙げられる。これは，証券市場における投資者の保護，そのためのディスクロージャー制度の整備が COB の主要な使命の一つであることを物語っている。

次に，COB による法改正は，連結情報の公表の法定化等に見られるように，従来と同様，公表制度の枠組みの拡大を目指しているが，その基礎には従来取り上げられなかった情報利用者のニーズ重視の認識がある。また，制度の簡素化に見られるように，公表制度の枠組みの拡大一辺倒だった従来の改革とは特徴的な違いを見せている。

このように，COB の改正作業では，従来の改革に見られた法的規制を中心とした公表制度の枠組みの拡大という特徴が後退した。そして，これに代わる形で生じてきたのが法的規制によらない公表制度ないし公表情報の有効化の実現という特徴である。

(2) COB の勧告・指導による改革－非法的規制領域の改革

COB が活動を開始した1968年には，すでに前出1966年法律によるディスクロージャー制度の改革が終了していた。この改革によって，フランスの法定公表制度は法律により要求される情報量の点で世界の国々の中でも最高水準のレベルにあった。

しかし，政府は，長年の経験から法律による規制だけでは良質な情報，有効な情報が得られないことを十分認識していた。しかも，法規制中心の改革では，時代の変化や情報利用者のニーズの変化に迅速に対応できない。

そこには，従来の法的規制に適する領域の改革だけでは公表制度ないし公表情報を真に有効なものにすることができないという基本的認識がある。そのため COB は，公表制度の法的枠組を前提としながらも，法的規制になじまないが公表情報の有効化にとって不可欠な領域の存在を認識し，当該領域に対しては COB の勧告・指導等の非法的規制を適用したのである。例えば，経営者や利害関係者の情報に対する意識等の心理的側面や公表内容の具体化といった技術的に問題を生ずる領域がこれである。

筆者はすでに前章で，株主総会時の情報に関する COB の主要な勧告・意見を年代順にまとめたが，これによれば，1989年までの22年間で百を超える勧告・意見が公表されている。しかも，前章記載の活動年表は，株主総会時の情報を中心として重要なものを集めたものであり，これに上場会社の BALO での四半期・半期・年次の公表制度や会計監査制度に関する勧告・意見すべてを加えればさらに増えるものと見られる。前述の法規定の改正案数に較べて著しく多いことは明らかである。

さらに，COB の勧告・意見の内容を見てみると，年次報告書記載の情報や株主総会の運営等に関するものが中心である。また，COB の主要な活動の内容を見てみると，株主総会の活性化，年次報告書の記載内容，直接対話に基づく会社幹部の意識改革等，法的規制になじまないため従来の改革では取り上げられてこなかった領域が対象となっている。

以上の分析から，COB による法定公表制度の改革は，従来から実施されてきた法的規制の適用される領域の改革と，法的規制のなじまない領域における COB の勧告・指導を中心とした改革の二つの部分から構成されているといえる。

例えば，年次報告書の整備を例にとると，常に情報利用者のニーズを考慮しながらその勧告等により公表情報の内容が具体化され，その指導を通じて定着化を図る。また，会社幹部の情報公表に対する意識改革については，COB は会社幹部とのコンファレンスを継続的に開催し，直接的な対

Hosei University Repository

話を通じて情報の重要性を繰り返し訴える。さらに，株主総会活性化のための種々の試みを紹介・奨励する。

このように，非法的規制の方法を用いた法定公表制度の改革が COB の大きな特徴である。

〔未完〕

〔注記〕

（1） 1807年商法典（ナポレオン商法典）の会計規制については，野村健太郎著『フランス企業会計』1990年3－4頁および同稿「フランスの会計制度」若杉明編著『会計制度の国際比較』1992年79－80頁を参照。

（2） Caron, F., *Histoire Economique de la France,* XIX－XX *siecles,* 1981. 原輝史監訳『フランス現代経済史』1983年，64－65頁参照。

（3） 前掲同書，115－118頁参照。

（4） 1867年6月6日，議会において Marie 女史，Bethmont 氏および Picard 氏と報告官 Mathieu 氏，商務大臣との間で行われた議論を参照（*Gazette du Palais Anneè 1867,* p.223）。

（5） 1935年10月30日付の共和国大統領への報告書参照。

（6） Beaudonnat, E., *La Notion de Dividende Fictif,* 1925. には例えば，Deslinière 社事件（同書11頁），Banque Industrielle de Chine 事件（同書17頁），Cargos français 事件（同書24頁）等，数々の不正配当事件が生じたことが明らかにされている。また，Caron, F., *op. cit.*, 原輝史監訳，前掲書，287頁でも当時の企業の配当利益が大部分架空のものであったことが指摘されている。

（7） Caron, F., *op., cit.*, 原輝史監訳，前掲書，287頁参照。

（8） Heurteux, C., *L' Information des actionnaires et des èpargnants－étude comparative,* 1961, p.291.

（9） 「正規性」とは作成ルールへの準拠性を意味する。「正確性」については，例えば財産目録において，項目の一つに隠匿ないし価額の縮少がある時あるいは非所有の項目を記載する場合に不正確であるとされた（判例 Paris, 19 mars 1883等）。

（10） Lanquest, P., *Des Droits de l' Actionnaire dans les Sociètès Anonymes,* Thèse Paris, 1908, pp.93－94参照。

（11） この会計規制については，野村健太郎著，前掲書，6－8頁参照。

（12） 当該一覧表については，拙稿「フランス証券取引委員会の開示政策－1968－1972年の株主総会時の情報－」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第2号（1992年7月）207頁の資料参照。

（13） Vigreux, P., *Les Droits des actionnaires dans les sociètès anonymes,* 1953, pp.43－44. および前掲拙稿190－191頁参照。

（14） 例えば，拙稿「フランス証券取引委員会の開示政策－1968－1972年の上場会社の開示制度の整備－」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第3号（1992年10月）参照。

（15） 例えば，1962年1月1日現在，会計監査を担当する監査役の出身職業は，次のようになっていた。すなわち，総数3,089人の内，専門会計士（experts comptables）が1,809人（58.5%），認許会計士（comptables agréés）が234人（7.5%），経理従業員149人（4.8%），法律・税務コンサルタント77人（2.5%），公企業の元幹部77人（2.5%），その他が743人（24.2%）となっていた（OECCA, *Le Commissaires aux comptes dans les sociètès françaises aspects juridiques et techniques de l' exercise du mandat,* 1963, pp.238－239.）。このように，改革前は，必ずしも会計士が会計監査を担当していたわけではなかった。

（16） COB の権限については，拙稿「フランス証券取引委員会設立の意義」法政大学経営学会『経営志林』第28巻第4号（1992年1月）154－155頁参照。

（17） COB, *Rapport annuel 1970,* pp.96－100.

（18） COB, *Rapport annuel 1969,* p.63. なお，この部分については，拙稿「フランス証券取引委員会の開示政策－1968－1972年の株主総会時の情報－」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第2号，191頁参照。

（19） 1983年1月3日法律の成立から，1986年の制度化に至る経緯については，野村健太郎稿「フランス連結会計の動向」『企業会計』第38巻第12号（1986年12月）84－86頁を参照されたい。

Hosei University Repository

第1図表　ディスクロージャー規定の変遷

	1863・67年の改革		1935・37年の改革	1966年の改革
	有限会社に関する1863年法律	会社に関する1867年法律		
作成書類と株主総会提出書類に関する規定	第17条： すべての会社は，3ヶ月毎に，その積極と消極の状況を要約している報告書を作成しなければならない（①）。 当該報告書は監査役の利用に委ねられる（②）。 さらに毎年，動産・不動産および会社のすべての債権・債務の情報を内容とする財産目録を作成するものとする（③）。 財産目録はこれを株主総会に提出する（④）。	第34条： すべての株式会社は，3ヶ月毎に，その積極と消極の状況を要約している報告書を作成しなければならない（①）。 当該報告書は監査役の利用に委ねられる（②）。 さらに毎年，商法典の第9条に従って，動産・不動産および会社のすべての債権・債務の情報を内容とする財産目録を作成するものとする（③）。 財産目録，貸借対照表，損益計算書は総会の遅くとも15日前までに監査役の利用に委ねられる（④）。	新第34条： （1935年8月8日デクレ第4条により改正） 理事会は，各年度末に，財産目録，損益計算書および貸借対照表を作成するものとする。さらに，経過年度中の会社の事業経過に関する株主報告書を作成するものとする（①）。 財産目録，貸借対照表および損益計算書は，株主総会開催日の遅くとも15日前までに監査役の利用に委ねられる（②）。 新第35条： （1935年10月30日デクレ第1条と1937年8月31日デクレ第8条により改正） 株主総会に提出される貸借対照表と損益計算書はこれを前年度と同一形式で毎年作成しなければ	1966年法律第340条： 各年度末に，理事会は当該日に存在する種々の資産・負債項目の財産目録を作成するものとする（①）。 理事会は，経過年度中の会社の状況とその活動に関する報告書を作成するものとする（②）。 本条に規定する書類は，デクレに定める条件で，会計監査役の利用に委ねられる（③）。 1967年デクレ第243条： 財産目録，一般経営計算書，損益計算書および貸借対照表は，本社にて，決算書類について決定を下すべく召集される株主総会開催日の遅くとも45日前までに，会計監査役の利用に委ねられねばならない。 当期の状況と会社の活動に関する報告書は，株主総会開催日の遅くとも20日前までに，会計監査役の利用に委ねられねばならない。前項に規定する書類の写しを請求する会計監査役にはこれを交付する。 1966年法律第341条： 一般経営計算書，損益計算書および貸借対照表は，これを前年度と同一の形式と評価方法に従って毎年作成するものとする。 変更の提案がある場合，新旧両方の形式と方法に従って作成される決算書類を比較し，かつ理事会と会計監査役の報告に基づいて，変更案を決定するものとする。

Hosei University Repository

作成書類と株主総会提出書類に関する規定			ならない。また，項目の評価方法は，監査報告書に示された理由を知った後に，株主総会が数値の表示方法や評価方法にもたらされる変更の各々を承認しなければ，これを変えることができないものとする。損益計算書は，異なる項目の下で，種々の源泉からの利益ないし損失を明らかにしなければならない（①）。	1967年デクレ第244条： 現行規定の定める方法以外の方法を財産目録や貸借対照表における会社資産の評価のために用いる場合，その旨を理事会報告書に記載するものとする。 同デクレ第245条： 会社保証の契約額は，これを貸借対照表の下に記載するものとする。 以下： 減価償却と引当金に関する規定：1966年法律第342条～第346条 配当に関する規定：同法律第347条～第350条，1967年デクレ第246条 役員報酬に関する規定：同法律第351条～第353条 子会社・参加会社に関する規定：同法律第354条～第359条，同デクレ第247条～第251条 1966年法律第157条： 理事会報告書の読み上げ後，理事会は総会に一般経営計算書，損益計算書および貸借対照表を提出するものとする。さらに，会計監査役はその報告書の中で，第228条により付与された職務の遂行の旨を述べるものとする（②）。 総会は経過年度の決算書に関するあらゆる問題を協議し決定するものとする（③）。 1967年デクレ第148条： 理事会は特に商事会社法第157条の規定する報告書において，経過年度の当社の活動と場合によりその子会社の活動，当該活動の成果，実現した進歩ないし遭遇した問題並びに将来の見通しを明瞭かつ正確に報告しなければならない（①）。 前項規定の報告書には，本デクレに従って作成されかつ最近5年度の成果ないし会社設立後の年数が5年未満の会社は設立以降の成果を明らかにする一覧表を添付しなければならない（②）。
株主総会前の開示に関する規定	第18条：	第35条：	新第35条： （1935年10月30日デクレ第1条と1937年8月31日デクレ第8条により改正）	1966年法律第162条： 理事会（取締役会）は，株主が事業に精通した上で意思を表明したり会社の経営や事業経過に関する情報を知らされた上で判

Hosei University Repository

株主総会前の開示に関する規定	総会前15日間に財産目録を要約する貸借対照表，監査役報告書の写しを既知の各株主に送付し商事裁判所の書記課に提出するものとする（①）。 すべての株主は，財産目録と株主名簿を閲覧することができるものとする（②）。	すべての株主は，株主総会の遅くとも15日前から本社にて，財産目録，株主名簿を閲覧することができ，また，財産目録を要約する貸借対照表と監査役報告書の写しをとることができるものとする。	財産目録，貸借対照表，損益計算書および一般に法律に基づいて株主総会に提出しなければならないすべての書類は，株主総会開催日から遅くとも15日前から本社にて，株主の利用に委ねられねばならない（②）。	断を行えるために，必要な書類を場合に応じて株主に送付ないし彼らの利用に委ねなければならない（①）。 これら書類の性質とその株主への送付ないし利用の条件は，デクレによりこれを定めるものとする（②）。 1967年デクレ第139条： 通常株主総会の召集から開催日に先立って少なくとも15日間，すべての株主は，本社ないし管理本部で，商事会社法第168条と本デクレ第135条列挙の書類・情報を閲覧する権利を有するものとする。同じ15日間同一場所にて，会計監査役報告書を閲覧する権利を有するものとする（①）。 財産目録を除いて，閲覧権は謄写権を伴うものとする（③）。 1966年法律第168条： すべての株主は，デクレに定める条件と期限で，以下の情報を得る権利を有するものとする。 1．財産目録，一般経営計算書，損益計算書，貸借対照表および理事会・監査役会構成員の名簿 2．株主総会に提出される理事会報告書，監査役報告書および会計監査役報告書 3．場合により議決案の条項と理由説明，および理事会・監査役会候補者に関する情報 4．会計監査役の証明する最大役員報酬額。これら役員の数は，従業員実数が200名を超えているか否かにより10人ないし5人とする。 1967年デクレ第135条： 会社は，第138条と第139条規定の条件で，一つないし複数の書類に含まれる以下の情報を，株主に送付ないしその利用に委ねなければならない。 1．理事会・監査役会構成員の氏名と住所，場合により管理，執行，監督の職務を実施している他社の情報 2．理事会の提出する議決案条項 3．株主により議決案が提出されている場合には，当該条項と理由書 4．総会に提出された理事会報告書および場合により監査役会意見書 5．議題に理事会ないし監査役会構成員の

Hosei University Repository

株主総会前の開示に関する規定			新第35条： 株主総会開催日の遅くとも15日前から本社にて，株主名簿を閲覧することができるものとする（③）。	任命が含まれている場合，a）候補者の氏名・年齢，職歴および最近5年間の職務活動，とりわけ担当職能，b）候補者が会社で担当する職務・職能およびその保有する当該会社の株式数 6．商事会社法第157条規定の通常株主総会に関わる場合，一般経営計算書，損益計算書，貸借対照表，場合により監査役会の意見書，同法第103条第3項と第145条第3項規定の会計監査役報告書，本デクレ附属のモデルに従って作成される最近5年度の成果一覧表ないし会社設立後の年数が5年未満の会は設立以降の年度の成果一覧表 1967年デクレ第133条： 会社によりあるいは会社の指定する代理人を通じて株主に送付する委任状には以下のものを添付しなければならない。 1．株主総会の議事日程 2．理事会ないし第128条～第131条規定の条件で，株主の提出する議決案条項 3．当期の会社状況の要約的報告書。これには最近5年度の会社の成果ないし会社設立後の年数が5年未満の場合には当該年度期間の成果を明らかにする一覧表を添付するものとする。 4．株主に第138条第③項の規定の適用を求めることができる旨を知らせる第135条規定の書類・情報送付の請求用紙 1967年デクレ第138条： 総会召集状発送日から総会開催日の5日前まで，記名株式のすべての株主は指示する住所に，第133条と第135条規定の書類・情報の送付を要求することができるものとする。 1966年法律第169条： 株主総会前に，すべての株主はデクレに定める条件と期限で，株主名簿の情報を得る権利を有するものとする。 1967年デクレ第140条： 商事会社法の第169条の規定を適用して，株主は総会開催に先立つ15日間，本社ないし管理本部にて，株主名簿を閲覧しあるいは写しをとる権利を有する。

Hosei University Repository

株主総会前の開示に関する規定			新第35条： 本条の第①～④項の規定に違反すれば，1千フラン～1万フランの罰金を課するものとする（⑤）。	1966年法律第172条： 会社が第168条～第171条の規定に違反して，書類の閲覧を全部ないし一部拒否する場合，株主の求めに基づいて裁判所の決定がこれを命ずるものとする。 1967年デクレ第143条： 商事会社法の第172条に規定する場合において，商事裁判所所長は会社に対して，強制的に，上記法律第168条～第171条と本デクレ第139条～第142条規定の条件で，株主に書類を閲覧させることを命ずることができるものとする。 1966年法律第173条： 第153条～第155条，第156条③，④，第157条③，第160条および第167条に違反して行われた総会の採決はこれを無効とするものとする（①）。 第168条と第169条ないしその適用デクレの規定に違反する場合，総会はこれを無効とすることができる（②）。 1967年デクレ第144条： 会社に対して，書類・情報の伝達を得る権利を行使するすべての株主は，裁判所作成の名簿上に記載する専門家の補佐を受けることができる。
株主総会後の開示に関する規定				1967年デクレ第293条： すべての株式組織の会社は，株主総会終了後1ヶ月以内に，商業登記簿に添付されるべく当期の貸借対照表，損益計算書，一般経営計算書を商事裁判所書記課に提出しなければならない。承認否決の場合，決議の写しを同一期間内に提出するものとする。 1967年デクレ第294条： その株式を公式市場に上場しかつその資産総額が1千万フランを超えるすべての会社は，株主総会終了後45日以内に，以下のものを法定公告公報（BALO）に公表しなければならない。 1．1965年10月28日デクレ第1条規定のモデルに従って作成する貸借対照表 2．当期の一般経営計算書。これには，期首・期末の棚卸高および経営費用・収益の額を明瞭に表示し，必要ある場合には

Hosei University Repository

株主総会後の開示に関する規定				法人税の算定上控除可能な額を明確にする。 3．当期損益計算書。これは，とりわけ当該年度利益に対応する法人税額を明らかにする。 4．当期末の保有有価証券明細表。これには，各証券の範疇毎に証券数，市場価格を記載する。しかし，いくつかの証券は総額で記載するものとする。
年度中の開示に関する規定	第13条： 総会出席簿を記録する。当該名簿は株主の名前，住所および保有株式数を内容とするものとする（②）。 総会事務局の証明する当該名簿はこれを本社に備え置き，すべての申請者の閲覧に委ねなければならない（③）。	第28条： 同　左	新第35条： すべての株主は，年度中いかなる時期でも本社にて，本人ないし代理人により，最近3年間に株主総会に提出されたすべての書類とそれら総会の議事録を閲覧し写しをとることができる（③）。 第28条： 総会出席簿を記録する。当該名簿は株主の名前，住所および保有株式数を内要とするものとする（②）。 出席株主により正式に署名され，総会事務局が正確に証明した当該名簿は，これを本社に備え置きすべての申請者の閲覧に委ねなければならない（新③，1937年8月31日デクレ第5条により改正）。	1966年法律第170条： すべての株主は，第168条規定の最近3年度の書類および同期間の総会議事録と出席簿の情報を，あらゆる時期に得る権利を有するものとする。 1967年デクレ第142条： 商事会社法第170条を適用して，株主は本人ないし代理人を通して，本社ないし管理本部にて，上記条文規定の書類を閲覧する権利を有するものとする（①）。 財産目録を除いて，閲覧権は写しをとる権利を伴うものとする（②）。 1966年法律第167条： 各総会では，出席簿を記録する。その記載事項はデクレによりこれを定める。 1967年デクレ第145条： 総会出席簿は次の事項を内容とするものとする。 1．各出席株主の氏名・住所，保有株式数とこれら株式の投票権数 2．代理人をたてた各株主の氏名・住所，保有株式数とこれら株式の投票権数 3．各代理人の氏名・住所，その委任株主の保有株式数と投票権数（①）。
監査に関する規定			新第34条： 監査役は監査報告書を作成し，その中で職務遂行の旨を株主総会に報告し，不正規性と不正確性を報告しなければならない（③）。 貸借対照表と損益計算書の承認を内容とする総会の決議は，それが上記	

Hosei University Repository

			規定の適用を受ける監査報告に先行する場合にはこれを無効とするものとする（④）。 会社の状況に関する虚偽の情報を故意に提供ないし追認したすべての監査役，あるいは検事に対し知っていた違法の事実を示さなかったすべての監査役には，1～5年の禁固かつ1千フラン～2万フランの罰金ないしいずれかを課すものとする（⑤）。	
監査に関する規定	第15条： 年次総会は，一人ないし数人の監査役を任命するものとする。監査役は年度総会で，会社の状況，取締役の提出する貸借対照表，決算書について報告する義務を有するものとする（①）。 貸借対照表と決算書の承認を内容とする決議は，これが監査役の報告に先行する場合には，無効とするものとする（②）。 総会による監査役の任命がない場合には，あらゆる関係者，取締役の求めにより本社所在地の商事裁判所所長の命令によりその任命ないし交代を行うものとする（③）。	第32条： 同　左	新第32条： （1935年8月8日第4条と1937年8月31日デクレ第6条により改正） 年次総会は，一人ないし数人の監査役を3年の任期で任命するものとする（①）。	1966年法律第218条： 監査は，各株式会社において，一人ないし数人の会計監査役によりこれを実施する（①）。 会計監査役の職務は自然人ないしその間で専門の民事会社の形で設立する会社によってこれを実施する（②）。 しかしながら，本法律施行日に専門会計士・認許会計士協会の名簿に登録されている会社は，その形態のいかんを問わず，第219条規定の行政規則の定める条件で会計監査役となることができる（③）。 第219条： 会計監査役は，それが事前に名簿に登録されていなければ，その職務を実施することができない。 行政規則が会計監査役業の組織を定めるものとする。 それは特に次のものを決定する。 1．名簿の作成・改定の方法 2．名簿への登録条件 3．懲戒制度 4．会計監査役が職業組織に集合される条件

Hosei University Repository

監査に関する規定	第16条： 監査役は，会社のために必要であると判断される都度，帳簿を閲覧し会社の活動を検査し総会を召集することができるものとする。	第33条： 監査役は，総会開催日として定款に定める期日に先立つ3ヶ月間，必要と判断する都度，会社の帳簿を閲覧し活動を検査する権利を有するものとする（①）。 監査役は，緊急の場合常に，株主総会を召集することができるものとする（②）。	新第32条： 監査役は，年度中のあらゆる時期に，適切と判断する検証ないし監査を実施することができるものとする（②）。 監査役は，緊急の場合常に，株主総会を召集することができるものとする（③）。 新第33条： （1935年8月8日デクレ第4条と1937年8月31日デクレ第7条により改正） 次のものは監査役として選任することができない（①）。 1．取締役ないし出資者の両親ないし一親等までを含めた親族・配偶者 2．何らかの理由で監査役以外の職務を理由として取締役，あるいは当社ないし当社資本金の1／10を保有するすべての企業ないし当社が資本金の1／10以上を保有するすべての企業から給料または報酬を受けている者 3．業務執行役員ないし取締役の職務遂行が禁じられている者または当該職務の行使権を喪失している者 4．以上に規定する者の配偶者 もし，以上に示す兼務不能原因の一つが在職中に生ずるならば，関係者は直ちに，その職務遂行を中止させ，当	1966年法律第220条： 次の者は一定の会社の会計監査役となることができない。 1．当社ないし第354条に規定する子会社の発起人，現物出資者，特別受益者，取締役 2．第1に規定する者の両親と4親等までの親族 3．当社の資本金の1／10を保有する会社あるいは当社が資本金の1／10を保有する会社の取締役とその配偶者 4．会計監査役以外の職務を理由に，ある給料ないし報酬を当社または第3号規定の会社の第1号規定の者から受けている者とその配偶者 5．社員の一人が前項規定の状況にある会計監査役会社

Hosei University Repository

監査に関する規定			該兼務不能原因の発生後遅くとも15日までにそのことを理事会に知らせなければならない（②）。 公募を実施している株式組織の会社においては，少なくとも監査役の一人が本社所在地の控訴院に設置されている委員会の作成する名簿から選任されねばならない（③）。 当該委員会は次の４人の構成員よりなる（④）。 1．控訴院の裁判長ないし審議官。これは決定権を持ち委員会を主宰する。 2．管轄の第一審裁判所の判事。 3．管轄の商事裁判所の所長の一人 これら三人の構成員は毎年１月１日までに控訴院の第一裁判長がこれを任命するものとする。 4．控訴院の所在県でその職務を遂行している登記所の所長 公募を実施している会社の株主総会が当該名簿で選任された監査役を任命しなかった場合，すべての株主は，商事裁判所の裁判長に対して，前出の名簿から選ばれた監査役を任命するよう求めることができる。その任期は３年とする（⑤）。 当該名簿作成のために委員会の従う手続きは，行政規則がこれを定める。同デクレはこのように選任される監査役の懲罰の条件を決定する（⑥）。 控訴院の名簿に記載された監査役は，会社の取締役の職務を遂行することができない（⑦）。	第222条： 会計監査役の正式な任命なくあるいは第219条と第220条の規定に反して任命されまたは存在し続けている会社監査役の報告書に対する決議は，これを無効とする。無効の訴訟は，正式に任命する会計監査役の報告書に基づいて，通常株主総会が当該決議を明確に追認する場合，取り消されるものとする。 第223条： 第79条と第88条に規定する場合を除いて，会計監査役は株主総会がこれを任命する。 正規の会計監査役の死亡，不都合ないし拒絶の場合，通常株主総会がこれに代わる一人ないし数人の予備の会計監査役を任命する。 公募会社は少なくとも２人の会計監査役を任命しなければならない。公募を実施していないがその資本金がデクレに定める一定金額を超える株式組織の会社についても同様である。 1967年デクレ第186条： 公募を実施していない株式組織の会社は，その資本金が500万フランを超える時には，少なくとも２人の会計監査役を任命しなければならない。 1966年法律第224条： 会計監査役の任期はこれを６年度とする。その任期は，第６年度の決算書類を決議する通常株主総会の終了後に終わるものとする。 他の会計監査役に代わって総会で任命される会計監査役は，その前任者の残りの任期だけを勤めるものとする。 総会が会計監査役の選任を怠る場合，すべての株主は理事会の会長に会計監査役の任命を要求することができる。当該権限は，総会が監査役を任命していた時には終了する。

Hosei University Repository

				1967年デクレ第187条： 商事会社法第224条③項規定の場合，会計監査役は，これを管轄の商事裁判所長が任命するものとする。
			新第32条： 他の監査役に代わって総会で任命される監査役は，その前任者の残りの任期だけを勤めるものとする（⑤）。	
			新第32条： 総会による監査役の任命がない場合には，あらゆる関係者，取締役の求めにより本社所在地の商事裁判所長の命令によりその任命ないし交代を行うものとする（④）。	
監査に関する規定			新第33条： 監査役は，その任期の終了後5年間は監査を実施した会社の取締役となることができない。本規定の適用にあたっては，次の会社が監査を受けた会社と見なされる（⑧）。 1．監査役の職務停止時に，上記の会社が少なくとも資本金の1／10以上を保有する会社 2．監査役の職務停止時に，上記の会社の資本金の少なくとも1／10以上を保有する会社 本条の第①，②，⑦，⑧項の規定に違反した場合，1千フラン～2万フランの罰金を課するものとする。本条に反して任命された監査役ないし留任の監査役の報告書に関する株主総会の決議は，これら規定違反を理由にこれを取り消すことができない（⑨）。 問題ある場合，本社所在地の商事裁判所長が上	1966年法律第221条： 会計監査役は，その任期の終了後5年間は監査を実施した会社の取締役となることができない。この禁止は，会計監査役会社の社員にも適用するものとする。 同一期間中，監査役の職務停止時に，当社が少なくとも1／10以上を保有する会社ないし当社資本金の1／10以上を保有する会社においても同職務を遂行することができない。

Hosei University Repository

監査に関する規定			記第⑥項の適用により控訴院の名簿から選任する監査役の報酬額を決定することができる。商事裁判所長の命令はいかなる上訴も許すものではない(⑩)。	1966年法律第225条： 少なくとも資本金の1／10を保有する一人ないし数人の株主は，デクレに定める期限と条件で，総会の任命する一人ないし数人の会計監査役を忌避することができ，それに代わって職務を遂行する一人ないし数人の会計監査役の任命を求めることができる。 要求に応じる場合，このような形で任命された会計監査役は，裁判所の決定だけがその通常の任期満了前にこれを罷免することができる。 1967年デクレ第188条： 商事会社法第225条規定の場合において，問題の任命から起算して30日以内に提示される要求により直ちに提訴を受けた管轄の商事裁判所長は，会社監査役の忌避を決定する。 1966年法律第226条： 資本金の少なくとも1／10を保有する一人ないし数人の株主は，経営の一つないしいくつかの活動に関する報告書作成の責任を負う専門家の任命を裁判所に要求することができる。 要求に応じる場合，裁判所が専門家の任務の範囲と権限を決定し，申請者の支払う報酬および一時金を決定するものとする。 報告書はこれを申請者や理事会に送付する。さらに，当該報告書は，次期の株主総会提出用の会計監査役報告書に添付しこれと同様公告しなければならない。 1967年デクレ第195条： 商事会社法第226条に規定する条件で，一つないしいくつかの経営活動に関する報告書の作成責任を負う専門家は，管轄の商事裁判所長，理事会会長がこれを任命するものとする。

Hosei University Repository

				1966年法律第227条： 過失ないし不都合のある場合，総会は会計監査役の職務を解くことができる。
監査に関する規定			新第32条： 監査役は，帳簿，金庫，保有有価証券および会社の財産を検証し，財産目録，貸借対照表の正規性と真実性を監査し，理事会報告書の会社決算書に関する情報の正確性を監査する任務を有するものとする（①）。	1966年法律第228条： 会計監査役は，財産目録，一般経営計算書，損益計算書および貸借対照表の正規性と真実性を証明するものとする。 このために会計監査役は，あらゆる経営の干渉を除外して，帳簿や会社の財産を検証し，会社決算書類の正規性と真実性を監査する使命を有するものとする。また，会計監査役は会社の財務的状況や決算書について，理事会報告書や株主送付の書類の中で提供する情報の真実性を検証するものとする。 会計監査役は，株主の間で公平性が守られていることを確かめるものとする。 1966年法律第229条： 年度のあらゆる時期に，会計監査役は全体であるいは別々に，必要と判断するすべての検証・監査を実施し，その任務遂行にとって有用と思われるすべての証票・書類や特にすべての契約書，帳簿，会計書類および議事録をその場で閲覧することができる。 監査を実施するために，会計監査役はその責任において，選任し会社に通知済みの専門家ないし協力者に補佐ないし代理してもらうことができる。これらの者は，会計監査役と同じ調査権を有するものとする。 本条に規定する調査は，当社および第354条規定の親会社ないし子会社に対しても実施することができる。 また会計監査役は，当社と取引を実施した第三者に対しても，その任務の実施にとって有用なあらゆる情報を収集することができる。しかしながら，この情報権は，裁判所の決定による許可を受けなければ，第三者の保有する証票・書類，契約書および会計書類に拡大することはできない。職務上の秘密は会計監査役に対して対抗することができない。但し，裁判所の嘱託による場合は別とする。 1967年デクレ第189条： 複数の会計監査役が職務に就いている場

Hosei University Repository

監査に関する規定				合，その調査，検証・監査を別々に実施することができるが，報告書は共通のものを作成するものとする。 会計監査役の間で意見が一致しない場合，報告書では異なる意見が表明された旨を示すものとする。 1967年デクレ第190条： 商事会社法第229条④項規定の第三者保有の書類の会計監査役への伝達は，管轄の商事裁判所長がこれを許可するものとする。 1966年法律第230条： 会計監査役は次のことを理事会に知らせるものとする。 1．実施した監査・検証と委ねられた種々の調査 2．書類の作成のために用いられた評価方法に対して有用なすべての観察を行い，これにより修正がもたらされねばならないと思われる貸借対照表やその他の会計書類の項目 3．発見した不正規性と不正確性 4．前年度成果と比較した当期成果にもたらされた上記観察と修正から生ずる結論 1966年法律第231条： 会計監査役は，経過年度の決算書を作成する理事会およびすべての株主総会に招集されるものとする。 1966年法律第232条： 会計監査役の謝礼金は会社の負担とする。それはデクレに定める様式に従って決定するものとする。 1966年法律第233条： 会計監査役は，最も近い株主総会で，その任務の実施中に指摘した不正規性と不正確性を報告するものとする。 さらに，会計監査役は，知った違反の事実を検事に明らかにする。しかし，この通知によって責任を負うことはない。 前項の規定を条件に，会計監査役およびその協力者と専門家は，その職務から知りえた事実，行為，情報について職務上の秘密に拘束されるものとする。

Hosei University Repository

監査に関する規定				1967年デクレ第193条： 通常総会への報告において，会計監査役は当期決算書の観察と場合によって生ずる正規性と真実性の証明拒否の理由を報告するものとする。 1966年法律第234条： 会計監査役は，会社および第三者に対して，その職務遂行中に冒した過失や不注意の責任を負うものとする。 会計監査役は，取締役の冒した違反の責任を民事上負うものではない。但し，そのことを知りながら株主総会で報告しなかった場合は別とする。 1966年法律第235条： 会計監査役に対する責任の訴訟は第247条に規定する条件でこれを実施するものとする。 1967年デクレ第196条： 会計監査役は，受取通知請求付きの書留郵便によって理事会の召集を要求した後にはじめて株主総会を召集することができる。 当該召集を行う際に，議事日程を定め，重要な理由で同じ県に所在するが定款規定の場所以外の開催場所を選択することができる。会計監査役は総会への報告の中で，召集理由を説明するものとする。 複数の会計監査役がいる場合には，それらの間での一致が重要である。総会召集時期についてその意見が一致しない場合，そのうちの一人が管轄の商事裁判所長に対して，当該召集の実施の許可を求めることができる。議事日程を決定する所長の命令は，なんらの上訴決議も許すものではない。 いずれの場合でも，総会開催により生ずる費用はこれを会社の負担とする。